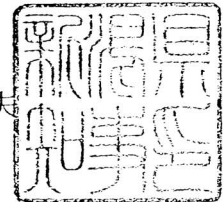


決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年1月1日から東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町を廃し、その区域を上越市に編入するものとする。

平成16年10月1日

新潟県知事 平山 征夫



この写しは原本と相違ないことを証明する

平成16年10月1日

新潟県知事 平山 征夫

